健第２３６８号

**資料２**

平成３０年１２月１８日

大阪府がん対策推進委員会

　がん登録等部会会長　様

大　阪　府　知　事

がん登録等の推進に関する法律（平成２５年法律第１１１号）第２４条に規定する

都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者の指定について（諮問）

　標記について、がん登録等の推進に関する法律施行令第８条第２項の規定に基づき、別紙のとおり貴部会の意見を求めます。

別紙

がん登録等の推進に関する法律第２４条に規定する都道府県知事の

権限及び事務を行うのにふさわしい者を指定する件

都道府県知事は、「がん登録等の推進に関する法律（平成２５年法律第１１１号）」（以下「法」という。）第２４条第１項に基づき、政令で定める者に知事の権限及び事務を委任することができるとされ、政令で定める者とは、都道府県知事が法律第１条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とがん登録等の推進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第８条に規定されている。

大阪府においては、法施行（平成２８年１月１日）に合わせて、法第２４条第１項第１号及び第３号に規定する知事の権限及び事務については、長年の地域がん登録事業の実績や都道府県がん診療連携拠点病院に指定されていること等を踏まえ、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター（以下「大阪国際がんセンター」という。）に委任しており、適切に運営がなされているところである。

今般、平成３１年１月１日から、全国がん登録の情報提供が開始されることから、法第２４条第１項第２号に規定する権限及び事務についても、施行令第８条第１項に規定する科学的知見を有するものとして、大阪国際がんセンターを指定し、委任することが適当であると考えられる。

ついては、施行令第８条第２項に基づき、法律第２４条第１項に規定する都道府県知事の権限及び事務の委任先の指定について、大阪府がん対策推進委員会がん登録等部会の意見を求めるものである。

【参考】地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター

　　　昭和34年に心臓疾患、がんなどの予防、早期発見及びこれらの調査、研究等を行い、府内における成人病に関する医療水準の向上を図るための中核施設として設置された大阪府立成人病センターが平成29年３年に移転し、名称変更。

　　　・昭和３０年代より、がん登録を実施

　　　・平成１４年８月　都道府県がん診療連携拠点病院に指定

　　　・平成２８年１月　大阪府全国がん登録事業

（法律第２４条第１項第１号及び第３号による事務）を委任